

- **令和3年民事基本法制の見直しの施行準備** ⇒ 令和5年4月以降の段階的施行に向けて、着実に準備を進める
- ・民法等の一部を改正する法律
 - ・相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

所有者不明土地等を解消する登記制度の見直し

- ① 土地・建物の相続登記の申請義務化 (R6.4.1施行)
- ② 土地・建物所有者の住所等変更登記の申請義務化 (公布後5年以内の政令で定める日)

▶ 施行に向けた準備状況

- 政省令や通達等の検討 (手続の細目や運用面の検討)
- 法務局の体制整備・システムの準備 (連携システム等)
- 周知広報 (法務省HP・ポスター・パンフレット・SNS等)

相続土地を手放す制度の創設

相続土地国庫帰属制度 (R5.4.27施行)

▶ 施行に向けた準備状況

- 政省令や通達等の検討 (承認要件や負担金の額、具体的運用等の検討)
- 法務局の体制整備
- 自治体を含む関係機関との連携構築

土地・建物等の利用に関する民法の見直し

所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度の創設、共有・相隣関係・相続の見直し

(R5.4.1施行)

▶ 施行に向けた準備状況

- 共有の見直しを踏まえた共有私道ガイドラインの改訂の検討・周知
- 相隣関係の見直しを踏まえたライフライン関係事業者等との連携・周知

■ 区分所有法制の見直しに向けた検討

⇒ 令和4年度中できるだけ速やかに、論点整理のとりまとめを行う

建物の管理を円滑化する方策

- ▶ 不明区分所有者を決議の分母から除外するなど、**集会の決議を円滑化する仕組み**
- ▶ 所有者不明や管理不全状態にある**区分所有建物に特化した財産管理を可能とする仕組み** など

建物の再生を円滑化する方策

- ▶ **建替え決議の多数決要件 (5分の4) を緩和する仕組み**
- ▶ 全員の同意がなくても、建物・敷地の一括売却などの**区分所有関係の解消を可能とする仕組み** など

被災建物の再生を円滑化する方策

- ▶ **再建決議等の多数決要件 (5分の4) を緩和する仕組み**
- ▶ 大規模一部滅失時の**決議可能期間 (1年以内) を延長する仕組み** など

■ 併せて、特に推進する取組

⇒ 法務局による所有者不明土地対策事業等を、引き続き推進する

法務局の地図作成事業

- ▶ 登記所備付地図の整備に向けて、法務局の地図作成事業について、**大都市部や地域の防災・減災対応等の二ーズを踏まえた重点的対応と効率的整備**を検討
- ▶ 令和5年度から開始する**筆界保全標の設置促進**

自治体等支援の所有者探索作業

- ▶ **長期相続登記等未了土地解消作業**につき民間事業者からの要望受入れ等の見直しを踏まえ、**効果的取組を推進**
- ▶ **表題部所有者不明土地解消作業**につき、作業の迅速化等の**運用改善**を検討

筆界認定の運用見直し

- ▶ 隣地所有者が不明の場合などに、一定の要件の下で**隣地所有者の立会いがなくとも法務局の調査に基づき筆界認定**を行い、分筆登記等を可能とする法務局の仕組みを導入
- ▶ **令和4年9月末頃の全国運用開始**を準備